

三月三〇日、久しぶりに最高裁の法廷に出頭した。開廷は一時三〇分だったが、一時一五分には着席するようにとのことで、一時ごろ通用門に集合した。最高裁には、皇居の方に向かって立派な正門があるが、そこが開かれるのは、最高裁判所裁判官の離任などの特別な場合だけだという。

最高裁の建物は、ほとんど窓がなく、普通に見られる建物とはかなり異なる

外観をしているが、通用門は、正門の横にあるものの外、法廷へ通ずるものと、事務棟につながるものが裏側にある。法廷に通じる門を入ると、傍聴人は、傍聴券を受け取り、建物横の急な階段を上がって、庁舎に入り、そこで携帯品を預け、保安検査を受けて、控え所に案内される。


代理人も、傍聴人と同じコースをたどるのであるが、傍聴券、携帯品チェック、保安検査という手順は省略され、控え室に案内される。控え室は上告人と被告告人用に、それぞれ大小があるようだが、今回は二〇人程度が着席できる小さな方で待機することとなった。

一時一五分、法廷に入ると、出頭した代理人を確認され、代理人席に案内され、発言時の注

意がなされ、傍聴人にも、裁判官が入廷する際

には起立することが慣例になっていることや法定内における注意事項が説明される。待つこと暫し、裁判官が着席すると、廷吏が事件番号と出廷しているそれぞれの代理人の氏名を読み上げ、裁判長が開廷を宣言する。この廷吏による読み上げは、高裁以下の裁判所では省略されるのが通常なので、ここでしか見ることができない。

新・弁護士月記 ②



最高裁法廷

橋本 勇

い。

最高裁は、上告を理由がないと認めるときは、口頭弁論を開かないで、判決をすることができるとされているので、口頭弁論を開いたということは、原判決が見直される可能性が大きいといわれている。しかし、今回は、住民訴訟に関連して、議会の議決による権利の放棄を適法とするもの三件、違法とするもの三件に分かれていた高裁の判決全てについて同日に開かれており、口頭弁論が開かれたということだけから、判決の帰趨を予想することはできない。すなわち、今回は、一〇時三〇分に一件（違法とされたもの）、一時三〇分に四件（当事者が同じで、適法とされたもの二件、違法とされたもの二件）、三時に一件（適法とされたもの）につい

て、口頭弁論が開かれた。

上告ができるのは、原判決に憲法違反があることその他限定された理由があるときに限られるので、国会議員の定数訴訟などの限られた事案について認められるだけと言ってもいいであろう。原判決に判例違反や法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、最高裁に職権による判断を求める上告受理の申立ての制度があり、この申立てが認められると、その事件は上告事件として審理されることになる。上告受理申立てをした事件が受理されるときは、事前に、担当書記官から口頭弁論期日の打ち合わせの電話がある。したがって、代理人としては、「最高裁から電話です」という取り次ぎの声ほどうれしいものはない。

今回の事案については、各高裁の判決だけではなく、それぞれの判決に対する評釈などにおいて、種々の論点が指摘され、論者の意見が表明されている。ただ、中には、感情論とみられるものも少なくなく、立法論と解釈論を混同した議論もあるので、最高裁がどのように議論を整理し、どのような結論を出してくれるのか興味があると同時に、期待もある。判決は、四月二〇日と指定されたので、本稿が読者の目に触れるときまでには、結論が出ているはずだ。

(弁護士)